

証明書の発行枚数が年間推計約一・六億枚、同じく所得税の還付申告などの際に必要となる医療費通知の件数は、例えば全国健康保険協会の場合で年間約二千八百十萬件、国や自治体の調達の場合での入札資格申請書の発行件数が国と自治体を合わせまして年間推計約百五十六万件となつていて、ところでございます。

こうした大量の証明書を紙ベースで発行することが法人の重い事務負担となつていてことから、産業界からは、かねてより添付書類の電子化に向けた制度整備に向けた要望が出されていたところでございます。

○興水委員 本当に大量の紙が今使われて、そういった申請が行われている。これを電子化することによって法人の負担も相当軽減できる。また、申請者にとっても利便性は高いように感じるわけだと思います。

今、紙ベースでの申請書ということで、承認を印鑑等で行うこともあると思うんですけれども、もう既にオンライン上の書類に電子署名を行うといつた個人認証システムの普及も進んでいます。確認として、現状どの程度この個人認証システムが普及されているのか、また今後どのような形で普及が進むと見込まれているのかについてお聞かせ願えますでしょうか。

○谷脇政府参考人 お答え申し上げます。

現在、法人の代表者がオンライン上で書類に電子署名を行うための主な手段といたしまして、まず、マイナンバーカード搭載の署名用電子証明書の発行枚数は、平成二十八年末時点の累計で約千百八十七万枚。次に、電子署名法に基づく認定証事業者が発行する電子証明書を用いる方法が考えられるところでございます。

それぞれの普及状況でございますけれども、ま

ず

、子育て中の住民は、勤務先に依頼をして雇用

証明書を発行してもらつた上で、その雇用証明書を入所申請書に添付して、みずから自治体に提出する必要があります。

証事業者が発行する電子証明書の発行枚数は、

平

成二十七年度末時点の累計で約百三十万枚でございます。さらに、商業登記制度に基づき法務省が発行する電子証明書の発行枚数は、平成二十八年度末時点の累計で約八十五万枚となつていて、そこでございます。

こうした各種の電子証明書を認証の手段として、さまざまな分野で手続の電子化が行われているところでございますけれども、例えば、政府調達の電子応札率は平成二十八年度時点で約四七%となつていて、今回の法案で制度化を図る電子委任状は、これらの電子証明書と組み合わせて使うことでその用途を実質的に拡大するものであり、電子委任状の普及が進むことで、電子署名や電子調達の利用もさらに進むことが期待されるものと考えているところでございます。

○興水委員 どうもありがとうございます。

電子証明書も大分普及が進んでいる、このようなかで、今度は電子委任状を活用するということは、代表者だけでなく代行者による事務のオンライン処理が可能になる、よつて、オンライン上でさらなるそういう手続が進展するものと考えるわけでございます。

ここで、先ほど、保育所の入所の申請のために雇用証明書の添付が紙ベースで必要だつた、これが電子委任状等、電子上で具体的に進められるようになった場合に、今までの紙ベースのやり方と電子ベースでのオンラインでのやり方で、雇用証明書を発行する法人、また雇用証明書を携え行政に申請を行う者、そして行政側の事務、それぞれどのように変わり、どのようなメリットがあると考えているのか、確認をさせていただけますでしょうか。

○谷脇政府参考人 お答えを申し上げます。

現在、紙ベースの保育所入所申請手続では、まず、子育て中の住民は、勤務先に依頼をして雇用証明書を発行してもらつた上で、その雇用証明書を入所申請書に添付して、みずから自治体に提出する必要があります。

証事業者が発行する電子証明書の発行枚数は、

平

成

二

七

年

度

三

十

万

枚

で

ござ

い

ます

。

さ

ら

に

、

勤

務

先

の

企

業

を

あ

ら

か

し

め

自

治

体

の

申

請

に

対

応

す

。

明

書

を

発

行

す

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

ですけれども、そんなこともぜひ検討していただいた方がいいかなと聞いていて感じました。

また一方で、行政のICT化も相当進んでくるのかな、そういう状況の中で、やはり自治体に

ICTをどのように投入すればいいか、また、どういった形で地域の利用者の方にそういう方向で普及できるようにするのか。そんな取り組みも進めていただけのことによって、このICT化、オンライン上の手続、多くの方に利用していただいて、より利便性の高いものにしていただければというふうに感じるわけでございます。
ここで、最後に高市大臣にお伺いを申し上げます。

少子高齢化が進む中で、今後、常に手続の作業を継続、あるいは死亡に伴う相続手続などの各種手続について、ただいまの保育所の入所申請のように、マイナポータルを活用したオンライン手続を可能とすることは大変重要なことであると考えるわけですが、そこで、総務省としてどのようにこのようなことを進めようとしているのか、お考えをお聞かせ願えますでしょうか。

○高市国務大臣　子育てに関する手続だけではなくて、今、輿水委員がおっしゃっていただきまして、たように、介護など高齢者福祉などに関する手続ですとか、また死亡に伴う相続手続などにつきましても手続のオンライン化を実現するということことで、住民の皆様の利便性向上や行政の効率化を図つていくことができると思っております。

その中で、マイナンバー制度を官民のオンラインサービスの基盤として活用するということが重要だと考えております。今後、マイナポータルを活用した介護や相続に関する手続のワンストップサービスの提供につきましても、関係府省とともに積極的に推進をしてまいります。

○輿水委員　どうもありがとうございました。

まさに生まれてから介護そして相続手続、死亡届まで、今後はオンライン化をぜひ適切に進めたいただければというふうに思います。

やはり国民の負担を軽減する、また、一つ一つワンドット化ということによってさまざまな間違いも防止できる、そしてそれぞの負担も軽減できる、そういう中でこれからICT化をさらに進めていただければと思うわけでございます。また、重ねてなんですかれども、やはりどうしてもデジタル化とかICT化についていけないといった皆さんもいる中で、行政において、相談窓口、あるいは、先ほどのマイナーポータルを活用した、また電子認証のマイナンバーカード等を活用した手続を窓口でもやれるというか確認できるよう、そういう形で利用者の拡大等もぜひ図つていただきけるような取り組みをしていただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

若干、一分程度時間があるんですけれども、以上で質問を終わらせていただきます。大変にありがとうございました。

○竹内委員長 次に、高木宏壽君。

○高木(宏)委員 おはようございます。自由民主党の高木宏壽です。

きょうは、理事事を務めているのも含めて三つほど委員会が重なっておりまして、質疑順、変更していただきました。御配慮をありがとうございました。

きょうは、電子委任状の普及の促進に関する法律案ということをございますが、私、地方分権を進めていく上で整備すべきインフラとして、三つあると思っています。一つは電子自治体、二つ目は社会保障番号、日本の場合はマイナンバーでござりますけれども、そして三つ目に、当委員会の一般質疑でも質問をさせていただきましたけれども、公会計、この三点があると思っております。

今回の法律案、電子自治体、電子政府を実現していく上で必要な制度の一つであると考えておりますし、先ほど述べた三点、いずれも電子商取引を推進していく上でかかわりがござりますので、この三点に沿つて質問をしていきたいと思いま

法案、法律を審議したときに内閣委員会で質疑をさせていただきましたけれども、マイナンバーカードの普及というのが思つたようになんでないといふのも事実ではないかと思つております。昨年六月に閣議決定した日本再興戦略二〇一六、「第四次産業革命を支える環境整備」という項目に、法人の代表者から委任を受けた者による電子契約について、マイナンバーカードを用いて対面・書面なく電子的に契約書等の作成、提出等が可能となるよう、公的個人認証サービスを活用した法人間取引等における権限の認証等の実現に向けた多様なアクセス手段や制度的措置について検討を進め、可能な限り早期に国会に提出するという記載を盛り込んでおり、マイナンバーカードの普及、利活用と電子契約の普及、両方を狙つたものであると認識をしております。

マイナンバーについては、平成二十七年の十月から通知が開始されて、昨年の一月からマイナンバーカードの交付も始まっています。また、若干おくれましたけれども、本年秋からマイナボーナルの本格運用も始まります。

高市大臣は昨年の夏からこのマイナンバー制度の特命担当相を兼務されているということでありますけれども、マイナンバーの普及、しっかりと取り組みを進められていると承知しております。

そこで、まず、最新のマイナンバーカードの交付枚数、交付率とあわせて、マイナンバーカードの普及拡大に向けてどう取り組んでいくのか、お伺いしたいと思います。

○あかま副大臣　お答えいたします。

マイナンバーカードの普及状況の現状についてでございますけれども、平成二十九年の五月三十一日現在でございますが、約一千三百九十一万件の申請があり、約一千百六十一万枚が交付されております。交付率にして約九・一%となつており、まだまだ普及枚数については不十分であるというふうに考えております。

推進が大切であるというふうに思つております。本年三月に、マイナンバーカードの利便性を高める取り組みをわかりやすく整理したマイナンバーカード利活用推進ロードマップを新たに策定し、公表したところです。

具体的にでござりますけれども、まず、土日や時間外でも証明書が取得可能なコンビニ交付の利用促進であるとか、健康保険証としての利用やインターネットバンキングへのログインなど、公的個人認証サービスの民間開放に伴う新たな民間サービスの実現、また、子育てワンストップサービスの導入などマイナーポータルの利便性の向上、さらには、スマートフォンやテレビなどカードが利用できるアクセス手段の多様化などに取り組むこととしており、マイナンバーカードが利用できる場面をふやしていくことを考えております。

電子委任状を活用した証明書、契約書の電子化促進についても本ロードマップに位置づけをされており、地方公共団体の御協力のもと、実証実験を行い、平成三十年以降の実用化を目指しております。

本ロードマップについては、定期的に進捗状況を点検するとともに、必要に応じて見直しを行うこととしており、その実現に向け、関係省庁連携のもと、着実に取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

たつてようやくここまで来たのかという、今、感慨深い思いをしております。

ただきたいと思うんですけれども、現行の監査委員監査制度が内部監査なのか外部監査なのかといつた監査の位置づけとか、監査委員に求められる専門的能力とか実務経験、あるいは外見の独立性、こうしたものを持たせるために、例えば、英国有あるような地方版の自治体監査委員会というものの設置を検討したり、あるいは地方自治体監査士といつた資格の創設のようなものも必要ではないかという問題意識を持つております。

内部統制については、内部統制の基本的な、統合的なフレームワークのCOSOモデルというものがありますけれども、これは統制環境とかリスク評価、五つの構成要素から成っております。日本版のSOX法では、さらにITの利用、統制というものが加えられて、ITがより重視された形になつております。

ことしの二月に閣議決定された産業競争力の強化に関する実施計画で、入札参加資格審査から契約まで一貫した電子化のためのシステム基盤の整備等を行うとされておりまして、本法律案でも、地方公共団体に対し電子委任状の利用を促す施策を求めております。

今後、調達事務の電子化を進めていく中で、電子契約のリスク管理が重要となつてくると考えております。されど、地方自治体が策定する内部統制の方針の中にもITの利用と統制をしっかりと盛り込むべきと考えますが、答弁をお願いします。

○安田政府参考人 お答えいたします。

今国会に提出しております地方自治法の改正案においては、内部統制に関する方針を義務づけるということにいたしておりますが、必ず対象としなければならないリスクは、影響度が大きく発生頻度も高いなどの理由から、財務に関する事務に限定しているところでございます。

他方で、情報の管理に関するリスクにつきまし

ては、第三十一次地方制度調査会答申において、「地方公共団体の判断により内部統制の対象とすることが考えられる」こう指摘されているところです。

今回の地方自治法の改正案におきましては、財務に関する事務の執行に伴うリスク以外も、地方公共団体において、任意に、内部統制に関する方針の記載事項とすることができるということにしていることから、各団体が置かれている環境でござります。

ざいますとか内部統制体制の運用の状況を踏まえまして、情報の管理に関するリスクにつきましても、各団体の判断で内部統制の対象とすることが可能であるというふうに考へているところでござります。

○高木(宏)委員 今回の法律案、電子的な商取引を推進していく上で欠けていた属性認証、つまり、電子文書等の作成者が法人の代表者等から契約書締結等に関する権限を委任されていることを証明する制度をつくるもので、必要な法律である

と思つております。

電子文書等の作成者の本人性の証明とか作成者が所属する法人の実在については電子署名法等で既に手当てされてきたわけで、契約書は電子文書でやりとりしても、属性証明の制度がないために、代理権を証明するための委任状をわざわざ紙で持参するというようなことを行つてはいたと伺つております。

先ほど、マイナンバーカードの普及が低迷しているということを指摘させていただきましたが、このような制度は活用されてこそ利便性の向上につながるわけで、電子署名法の施行から今十七年たちました。電子署名の活用状況というのはどうなつてているのか、電子署名を活用する上での隘路をどう認識されているのか、電子署名とあわせて電子委任状を普及させていく具体的な方策についてお伺いしたいと思います。

○谷脇政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘の電子署名の現在の活用状況でござりますけれども、電子署名法に基づく認定認証事

業者が発行する電子証明書の発行枚数は、平成二十七年度末時点の累計で約百三十万枚となつてゐるところでございます。

電子署名法における特定認証業務が、委員御指摘のとおり、個人の本人性を証明するものであり、役職や権限等の個人の属性の証明にかかるものでないということが挙げられるところでございます。

電子署名の普及に向けた課題の一つといたしましては、電子署名法における特定認証業務が、委員御指摘のとおり、個人の本人性を証明するものであり、役職や権限等の個人の属性の証明にかかるものでないということが挙げられるところでございます。

電子署名と電子委任状とを組み合わせることで、企業の社員が業務上作成する電子書類のやりとりに必要な権限を電子的に証明することができるとなり、電子署名の普及の促進につながるものと考へております。

また、本法案では、国及び地方自治体に対しで、みずからが一方の当事者となる電子委任状の利用を促進するために必要な施策の推進に係る努力を課しているところでございまして、電子委任状の普及とあわせて、電子署名の普及に資するものと考へているところでございます。

○高木(宏)委員 私の伺っているところでは、中小企業はほとんど電子取引というのは行われていないと伺つております。大企業、ITに精通した者がいるところとか、そういう施設があるところは電子取引というものは進んでいるということでありますけれども。

最後に、電子自治体に向けた取り組みについてお伺いしたいと思います。

平成二十五年にIT戦略として世界最先端IT国家創造宣言というものを採択して、今後の重点項目として国及び地方のIT化、業務改革の推進等の三点を掲げて、平成三十二年までを集中取り組み期間として、国、地方が一体となつて推進していくこととしております。

さらに、毎年策定している日本再興戦略においては、世界最高水準のIT社会の実現、利便性の高い電子行政サービスの提供というものが位置づけられております。

○高木(宏)委員 この法律で電子商取引がさらにどおり地方分権を進めていくためにも、今後も電子自治体の実現を積極的に推進してまいりたいと考えております。

こうした意味からも、また先ほど委員のお考えどおり地方分権を進めていくためにも、今後も電子自治体の実現を積極的に推進してまいりたいと考えております。

○高木(宏)委員 この法律で電子商取引がさらに普及することを期待して、質問を終わります。

○竹内委員長 次に、小川淳也君。

○小川委員 民進党の小川淳也でございます。大臣、連日の国会質疑、お疲れさまでございました。最後の内閣提出法案と今国会はお聞きをしておりますので、真摯な御答弁をぜひお願い申し上げたいと思います。

主体、この世界観を電子化していくといふこともぜひお考えをいただきたい。しつこくて恐縮ですが、今後の検討課題としてぜひ引き取っていただきたいと思います。

その上で、個人番号カードの利用状況等については先ほどの質疑の中でもございました。一点、ちょっと、国民に身近な話になり得ることですで、その利用普及促進の観点からお尋ねさせていただきます。

当然、この電子的な意思表示等には、マイナンバーカードを取得して、その読み取り機を含めたインフラ整備が必要であります、まだまだ一千万枚ちょっとといたことで、国民全体からすれば、普及度合いは一割に満たない状況でしょうか。そのように受けとめております。

この利用普及促進の観点から、例えば、民間のポイントカードや銀行のキャッシュカード、あるいは国保、私は、場合によっては運転免許証のようなものも含めて、このICチップに記入する、記載をする、一種のオールマイティーなカードとしてマイナンバーカードが利用されるときがやつてくるというのが一つの方向感。もちろん、管理することの要請というのは極めて高まるわけであります、それでも、何枚も何枚も似たようなカードを持たされている現状からすれば、極めて有効な方法だらうと思います。

したがつて、運転免許証や国保、社会保険関係といった公的なものと、それから各種ポイントカード、ポイントプログラム、民間の利活用の局面、この双方あわせてどのようにこれから利用していくのか。これを進めていくという報道も先ごろ見られましたのでお尋ねをしていますが、どういう課題に対してもこのようなスピード感で進めていかれるのか、この点をお聞きしたいと思います。

○高市国務大臣 マイナンバーカードの公的個人認証の機能、いわゆるマイキーの部分でございますが、これは、国や地方自治体だけではなくて、民間でも活用していくただけるものでございます。

このマイキー部分のさまざまな可能性を活用して、より便利な暮らし、それから、できますれば地域の活性化につなげていきたいという強い思いがございまして、マイナンバーカードを各種カードのサービスを呼び出す共通の手段とするためのマイキープラットフォームというのを構築しております。これによって、マイナンバーカード一枚で、例えば図書館カードや商店街、自治体のポイントカードなど、さまざまな利用カードとして使えるようにしていきたいと思っております。

それから、クレジットカードなどのポイントやマイルage、携帯電話のポイントなど、これが毎年度數千億円規模で発行されているんですけども、相當程度使われていないという話もあります。私自身もそうです。はつと気がついたら、一生懸命ためたポイントが期限切れだったということがござります。これらを地域経済応援ポイントとして自治体ポイントに合算して、それぞれの地域で使えるようにして地域の消費を拡大して、地域の活性化につなげたいと考えました。

そこで、マイキープラットフォームと自治体ボイント管理クラウドを構築して、クレジットカードなどのポイントやマイルageをそれぞれの自治体のポイントに合算して、地域にとつても利用者の方にとつても使いやすいものにしてまいりたいと思つております。

具体的には、今、地域の商店街などで使う、それから観光地で使う、オンラインで全国の地域の特産品などが購入できるようになりますことを想定しながら、関連システムを構築中でございます。今年度内にできるだけ早い時期に運用開始を目指しております。

それから、先ほど、例えば運転免許証ですか、そういった公的なものとしてもということで事例を挙げていただきましてけれども、さまざまな使い方、診察券として使えるんじやないかとか、各省と連携をしながらお話し合いをして、順次できたものからマイナンバーカードを初めさまざま使い方、診察券として使えるんじやないかについて、まず大臣の受けとめをお聞かせいただきたいと思います。

使って実行していくといふことで、先般、マイナーバーカードの利活用のロードマップを策定して発表させていただきました。ことしの三月につくつたものでございます。

スピード感を持つて進めていますし、このロードマップは、技術の進歩の状況などもあります。これによって、マイナンバーカード一枚で前倒したり、時には安全性ですかいろいろなことを勘案しながら少し後ろにずらすこともあるかもしれません、進捗管理をしながら少しきりと改善を積み重ねて、少しでも便利なカードへと発展させていきたいと思っています。

○小川委員 これからも、もちろん、個人情報を取り扱った安全管理の研究と利便性を高める研究、そして冒頭申し上げた法人にとっての便宜、これらセットでぜひとも御議論をいただきますようにお願いを申し上げ、この点についての質問をひとまず終えたいと思います。

後半、ちょっと総務行政全般についてお聞きをいたします。そこで、マイキープラットフォームと自治体ボイント管理クラウドを構築して、クレジットカードなどのポイントやマイルageをそれぞれの自治体のポイントに合算して、地域にとつても利用者の方にとつても使いやすいものにしてまいりたいと思つております。

大変残念なことがあります、ここはちょっとと野党の立場から看過できませんので、少し大臣の受けとめを改めて公式にお聞きしたいと思います。

ほかでもありません。先月ですか、五月の二十九日に、国連の人権理事会に提出される特別報告者の報告が、非常に、日本の報道の自由あるいは表現の自由に対して、政府並びに与党から圧力ともどられかねない状況が頻発をしている、そのことに対する懸念が表明されたわけあります。これについて、まず大臣の受けとめをお聞きしたいと思います。

欧米などの主要国において、番組規律違反に対する刑事罰ですか、行政手による罰金の規定というものが設けられていて、実際に発動された例もあると承知していますが、日本にはそのような規定はなく、放送法第四条違反として放送法第七十四条や電波法第七十六条を適用した例もございません。

ですから、今後、日本政府としては、説明文書に記載したわけですが、總務省としては、ケイ氏に対して、日本の国内法である放送法の解釈を含む状況というのが正しく理解されるように、外務省と連携しながら取り組ませていただきます。

○小川委員 最終的には当然そのような御答弁だろうと予想もしておりますし、また、日本政府として反論書を送られたということではありますので、そういうことだとは受けとめているんです。

○高市国務大臣 デビッド・ケイ氏は表現の自由国連特別報告者でありまして、この方による訪日報告書案というもの、まだ事前の未編集版だと聞いておりますが、これが国連人権高等弁務官事務所のホームページ上に公表されました。

その中で、私が答弁した放送法第四条と第七十四条に関する、これは民主党政権時代と同じ従来からの政府解釈でございますが、この内容がメディアを制約する脅迫として受け取られる可能性性について実行していくことでの実行について、まず、この点につきましては、これまでも機会を捉えて丁寧に説明を続けておりましたし、ケイ氏からの求めに応じて、日本政府としての説明文書を送つて、誤解に基づく点について再考を求めたにもかかわらず、日本政府の立場を反映していない内容の報告書案を公表されたということは大変残念に思っております。

国連の人権理事会でございましたが、その中でも、名指しで、昨年さんざん総務委員会でも議論になりましたが、たいとおもいます。これについて、まず大臣の受けとめをお聞きしたいと思います。

ただ、後にもう一点お聞きしたいんですが、やはり少なくとも国連の、まあどういう、国連を代表する方かどうかは別としても、国連の公式機

関あるいは公式に委託された研究者が、日本の報道の自由あるいは表現の自由に関連して、特に政府あるいは与党という非常に強い権力を持った側からおどしともとられかねないような状態、事態が起きているということが公式に述べられたことに関しては、厳重に受けとめるとか、あるいは真摯に受けとめるとか、まずそのワンクッシュンが起きており、その上で反論されるというのが常識的な対応ではないか。私はそう思つんですが、大臣、いかがですか。

○高市国務大臣 まず、ケイ氏がまとめられた報告書案でございますけれども、大いなる誤解に基づくものだと考えております。

奥野先生もいらっしゃるので恐縮でございますが、昨年二月八日の衆議院予算委員会における私

の答弁は、奥野先生から御質問を受けて、放送法

第四条第一項に違反した放送が行われた場合に、

その放送事業者に對して、放送法第百七十四条の業務停止命令や電波法第七十六条の無線局の運用

停止命令に関する規定が適用される可能性はあるのかと問われたため、従来からの法律の枠組みで

すとか解釈を答弁したものでございます。

民主党政権下でも同様の答弁があり、また、そ

の前の自公政権下でも同様の答弁がございますの

で、行政の継続性の觀点からこれはあくまでも

法律の枠組みや解釈の答弁でございますから、これはそうさせていただいたとあります。

ケイ氏には説明をさせていただいております。

国連の人権理事会の特別報告者ということです

が、これは特定の人権テーマについて調査報告を行ったために任命する独立専門家ということです

が、この報告者の見解というのは個人としての資格で述べられるものであって、国連または人権理事会としての見解ではない、その報告書に含まれる勧告に法的拘束力はないと言っています。

それから、以前は主に中東、アフリカなどの国

を訪問されたことが多かつたと思います。例えば、米国、アメリカですか、中国、ロシアにはなぜ行かないのだろうという御質問もあるかもし

れませんけれども、これも、二〇一一年ですから民主党政権時代ですが、全てのテーマ別特別手続に關する無期限有効な招待状というものを日本の方から発出しているので、それをもつて、日本に對して、昨年初めてこの報告者が来日されたといふことを聞いております。

一旦それを受けとめてというお話をございます

けれども、個人の資格での見解でございます。國

連としての公式見解などは受けとめておりません

し、誤解に基づく部分について、説明した、日本

政府から反論したことについて十分に反映されて

いない内容だと考えておりますので、引き続き外

務省と連携して理解を求めてまいります。

○小川委員 反論の内容については、私も受けと

めるべき部分はあると思うんですね。

ただ、やはり、ちょっと国会審議の場ですか

ら、余り曖昧なこと、中途半端なことを申し上げ

にくいんです、野党としては、これはずっと懸

念してきたことです。政府側の反論、高市大臣の

反論はあると思いますが、野党としては、同じよ

うな懸念をずっと表明し続けてきたことであります。

それと同趣旨のことを国連のしかるべき方が

おっしゃった。代表しているのかどうかは別です

が、少なくとも公式な機関に所属をされる方の報

告ですから、私は、まず、それなりに重く受けと

める、あるいは真摯に受けとめる、謙虚に受けと

めるという一言があれば人心がおさまるという部

分において、非常に大臣の御発言なり御答弁が一

面的だというふうに感じるわけなんです。

民主党政権時代の解釈の表明もありましたし、

同じような御答弁だということあります、恐

らくこの方も、いろいろな周辺状況をあわせて総

合判断しているんじゃないかと想像します。それ

は、与党側のいろいろな発言もありました、それ

から安倍総理御自身がニュース番組の席上でおつ

しゃつたこともあった。ですから、政権全体とし

ての立ち位置あるいは体質、そうしたものから

言おっしゃつて、その上で反論なさるべきではあ

りませんか。

特に、やはり私どもも衝撃を持つて受けとめたわけですが、前川前文科次官の、加計学園問題に対する總理官邸からのプレッシャー、圧力が実際にあつた、そして文科省から流出したと思われる文書は真正なものだという告発、これも同様に、私は、政府として、あるいは責任ある閣僚として極めて重く受けとめるべきだと思います。反論はあっていいですよ、反論はあっていいと思いますが。

これに關する大臣の会見発言を拝見しました。

行政がゆがめられたとみずからおっしゃるとした

ら、私は理解できかねます、仮にそのようなお

それがあるのであれば、官僚として、それもトップとして、しっかりと意見の食い違つておつしやつた。代表しているのかどうかは別です

が、少なくとも公式な機関に所属をされる方の報

告ですから、私は、まず、それなりに重く受けと

める、あるいは真摯に受けとめる、謙虚に受けと

めるという一言があれば人心がおさまるという部

分において、非常に大臣の御発言なり御答弁が一

面的だというふうに感じるわけなんです。

民主党政権時代の解釈の表明もありましたし、

同じような御答弁だということあります、恐

らくこの方も、いろいろな周辺状況をあわせて総

合判断しているんじゃないかと想像します。それ

は、与党側のいろいろな発言もありました、それ

から安倍総理御自身がニュース番組の席上でおつ

しゃつたこともあった。ですから、政権全体とし

ての立ち位置あるいは体質、そうしたものから

言おっしゃつて、その上で反論なさるべきではあ

りませんか。

また、公正に職務の執行に当たることをかたく誓います。」ということです。

トップにおられた方がみずから行政がゆがめられ

る。それぞれの職務についておられる。その

立場は、あるわけで、そこはぜひ、謙虚に受けとめた

い、あるいは真摯に受けとめたいというお言葉が

とてもそういう心境になるわけあります、その点は重ねて指摘したいと思います。

同時に、政府・与党と報道機関との関係もありま

すが、今般、最近といいますか、特に議論され

ているのは、政府、政権と官僚との関係であります。

特に、やはり私どもも衝撃を持つて受けとめた

わけですが、前川前文科次官の記者会見についてどう評価

されかたということを聞かれましたので、会見を

見て、いたわけではございませんから、会見の詳細は承知していないということ、また、大学の設置認可や国家戦略特区法は私の所管外なので、特にコメントはございませんというふうにお答え

したもので。

その後、さらに、公平な行政がゆがめられて

るという指摘も前川事務次官の方からあつたので

すが、その点について、行政評価を担当する大臣としてどうお考えかということでしたので、先ほど委員が御紹介いただいたように答弁をしました。

つまり、国家公務員は、政治的にも中立で、公平公正に行政を執行する責務を担つて、そのトップであられた方が行政がゆがめられたとみずからおっしゃるとしたら、私は理解できかねる

といったふうにお答えしました。続けて、仮にそのトップであられた方が行政がゆがめられたとみずからおっしゃるとしたら、私は理解できかねる

として、どうお考へかということでしたので、先ほど委員が御紹介いただいたように答弁をしました。

つまり、国家公務員は、政治的にも中立で、公平公正に行政を執行する責務を担つて、そのトップであられた方が行政がゆがめられたとみずからおっしゃるとしたら、私は理解できかねる

として、どうお考へかということでしたので、先ほど委員が御紹介いただいたように答弁をしました。

その後、さらに、公平な行政がゆがめられて

るという指摘も前川事務次官の方からあつたので

すが、その点について、行政評価を担当する大臣としてどうお考へかということでしたので、先ほど委員が御紹介いただいたように答弁をしました。

つまり、国家公務員は、政治的にも中立で、公平公正に行政を執行する責務を担つて、そのトップであられた方が行政がゆがめられたとみずからおっしゃるとしたら、私は理解できかねる

として、どうお考へかということでしたので、先ほど委員が御紹介いただいたように答弁をしました。

つまり、国家公務員は、政治的にも中立で、公平公正に行政を執行する責務を担つて、そのトップであられた方が行政が

たとおっしゃるということについては、私は理解できないと率直に感じました。

そしてまた、もう記者会見録をお読みでしよう
から御承知だと思いますが、総務省でも、確かに

他省と意見の食い違うことはあります。内閣府とも、また内閣官房とも意見が食い違うことはあります。しがら、そこそここは、担当司長なり官

房長、また事務次官などがカウンターパートとい
るいろいろ議論をします。それでも、どうにも折り合

わない。向こうの言っていることがどうにも納得できないというようなときには大臣に報告があります。これは、私自身がその役所に出向いたり、

また、電話でその大臣と話したり、大体対面をす
ることが多いのですが、その省の大臣に対して、

もう一度御説明申し上げ、理解を求めることがあります。

政府として、内閣としてはやはり国会に対し、行政執行について一致して責任を持たなきや
ふなませんから、その統一の意思決定までの過

のときにはやはり、そのため政務三役がいるの

ですから、相手方の、私でしたら大臣としつかり話をして調整をしていく、意思決定、統一した意

思の決定ができるように努力をしていくというの
が一つの筋だと思っておりますので、そのように
はもう答へど、ござります。

利をお咎めをいたしました

の幹部人事は、内閣が一元的に取り扱うということになりました。これはもともと民主党政権が志

向したことで、実現できなかつたことでありますので、それ自体を否定するものではありません。

あれで内閣総理大臣が一年や二年でころがるかわるというのは私もよくないと思います。決してそれがいいとは思いません。

したがつて、一定の期間、やはり一人の指導者が国家のかじ取りを担うというのも大事なことだと思いますが、政権が長期になればなるほど、いろいろなおもんばかりや、あるいは最近はやりの

言葉で言えれば、そんたくどいうことが生じかねないわけでありまして、今まさに大臣がおっしゃつた、建前どおりに全ての行政執行が、どこから見られても、あるいははどう情報公開しても大丈夫なようであればいいんですが、なかなかそういういかない局面も日々刻々出てくる、あるいは出てきても、それは病理現象ですけれども、長期政権の生理現象の裏返しだと私は思うんですね。

だからこそ、事務次官まで務めた方がああいいう告発に踏み切ったということのシグナルを、これは在職中それから離職後含めて、相当なプレッシャーなりいろいろ積み重なった思いがなければあり得ない言動であり行動だということに対するものと感度のいい反応なり、まあ対外的に言いいにくいことはあるにしても、私はそういうものが伝わってきてしかるべきではないかと思います。

最後に、これも断定は避けたいと思いますが、いま一度、報道機関、公共放送として、NHKに関連してお聞きします。

この前川発言、前川告発が行われたのは五月二十五日の夕方であります。私も断定は避けますが、名前も伏せます。ある民放の、それこそ無視できない方から、公共放送としてちゃんとこのことを報道しているんでしょうかというお尋ねが私はありました。私もわかりませんし、個々の内容に踏み込むわけにまいりませんので、客観的な事実だけ教えてくださいということで昨日お聞きしました。

二十五日当夜、この前川発言、前川告発はかなり社会的大きな出来事だと私は受けとめていますが、公共放送として公共放送の視聴者に、具体的に「ニュースウォッチ9」にしましよう、何分間これを報じたんですか。何分このニュースを取り扱つたのか、その事実だけ教えてください。

○木田参考人 お答えいたします。

当日、「二十五日木曜日の「ニュースウォッチ9」では、およそ六分間お伝えいたしました。

○小川委員 この評価も、私もできる立場にあり

ませんし、重ねて断定は避けたいと思いますが、同時に時間帯には民放各社がそろってニュース番組を提供しています。社によつては、「二十分を超える重大な取り扱いをした局もあります。そして、好むと好まざるにかかわらず、非常に民放界で権威ある方がそういう懸念を個人的にも表明しているという事実もあります。この点を表明させていただいて、全体の質疑を終えたいと思います。ありがとうございました。
○竹内委員長 次に、奥野総一郎君。
○奥野(総)委員 民進党的奥野総一郎でござります。
きょうは最後の閣法ということでありまして、これから質問の機会も限られるかと思いますので、先ほど大臣の方から私の名前も出していただきましたけれども、昨年から停波の問題とか、あるいは、私は憲法審査会にも入つていまして、表現の自由の話なんかも憲法審査会で発言をしてきました経緯がありますので、まず、そちらの方から少し質問をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。
先ほど大臣の方から、個人としての見解を述べていて、拘束力もないんだというような話をされてしまいましたけれども、先日、これは別のニュースでありますし、順序も変わることもあるんですねですが、特別報告者とは何ぞや。
きょう、外務省にも来ていただいていると思いつますけれども、まず、ちょっと通告していない部分もありますし、順序も変わることもあるんですねが、ケナタッチさんという方、共謀罪の話ですね、安倍総理とグテーレス事務総長が狼談して、このケナタッチさん、この方も国連特別報告者だったんですが、その立場や慰安婦問題について意見交換をした、こういうニュースがありました。
政府の発表だと、特別報告者というのは、東京新聞のものを引用すると、「国連とは別の個人の資格で活動しており、その主張は、必ずしも国連の総意を反映するものではない」こうグテーレス事務総長は述べられた。これは先ほど高市大臣

がおっしゃったのとほぼ同じ中身だと思います。一方、それを打ち消すかのように国連が発表したとされていますが、特別報告者というのは、独立しており、人権理事会に直接報告する専門家であるとだけグテーレスさんは安倍総理に述べたと。いう、特段、価値判断を入れていないんですね。国連の総意を反映するものではないとかというのではなく、特段言つていらないんだ、こういう話だったんですが、では、この特別報告者というのはどういうものなんですか。

ここから見えてくるのは、国連から独立をしていて、そして、何らかの調査を請け負つてそれを国連に報告するという立場のようと思われますが、そういうことでいいのか。そして、その意見というのは全くの個人的意見であつて、現時点では、個人的意見であつて、何らの強制力も影響力もない、こういうことでいいのか。ちょっと伺いたいと思います。

○飯島政府参考人 お答えいたします。

国連の特別報告者につきましては、特定の国の人権状況または特定の人権テーマに関し調査報告を行うため、国連の人権理事会から任命された独立の専門家でございます。

この専門家の見解は、独立の資格でありますて、出身国政府を代表するものはございません。そして、特別報告者が提出する報告書はそのまま人権理事会の意見となるわけでもございません。

他方、報告書に含まれる勧告につきましては、法的な拘束力はございませんが、加盟国はこれを反論しているということなんですが、今後の扱い、これは人権理事会でしたが、人権理事会は六月の五、六でしたかに開かれて、そこでこの報告書をかつたんですけど。

では、今はこれは暫定版ですよね。途中経過がホームページページにアップされていて、それについて不當におくれることなく対応することが促されているという性格のものでございます。

○奥野(総)委員 最後のところが少しわかりにくかったんですけど。

に変わったわけではございません。また、私自身が電波をとめると云々、まさしく。

じやないかと思うんですね。
四条の廃止というのは、こ

また、私自身が電波をとめると言つたこともございません。

さらに、この報告者は、放送法第四条の見直し及び撤廃を勧告するだとか、独立規制機関の枠組みを構築するよう強く要請するというようなことを書いておりますけれども、放送法第四条の見直しもしくは撤廃ということを、法的拘束力のないこの報告書によつて日本政府が強要されることではないと思つております。

は、憲法の規定を踏まえて、放送を公共の福祉に適合するように規律するため設けているものでござります。これは放送法の目的にも書いてありますから必要な規律だと考えておりますし、諸外国においても、先ほど私が答弁しましたような非常に厳しい規律がございます。日本の場合は、番組規律違反に対して諸外国がとっているような刑事罰ですとか行政手による罰金というのは設けておりませんので、ここはやはり日本の反論を正しくお読みください。

く受けとめていたきたいと思っています。また、独立規制機関、これを構築するようになりますが、これは、独立規制機関を設置することについては、放送事業者自身が政治的な干渉を受けない組織をつくるということが難しいといつたようなことで明確に反対をしておられますので、こういったことについて強制をされるよう

○奥野(総)委員 なかなか、内政干渉だという反論もありますが、一方で、先ほど参事官からありましたけれども、理事国でもあつて、

だから、個別の番組を見るんだというところが決定的に変わってきて、個別の番組を政権側がウオッヂして政治的公平性を問うんだということことは、これは結構重たい発言でありますし、そこを問われているんだというふうに思います。その部分がこの報告者の言っている懸念、危惧じやないかというふうに私は理解をしているわけであります。

したけれども、やはり一呼吸置いて真摯に受けとめる、そういうことを言われているということ、全てが事実じやないとおっしゃるかもしませんが、一呼吸置いて真摯に考えるということも必要

法二十一条で保障されている、こう言つていま
す。ところが、デビッド・ケイ氏の方でも指摘し
て、ますゞ、自己覺の表去文正直義、こしよムは

○奥野(総)委員 これでやめにしますが、私は、
のでござりますから、現在、内閣の立場で、内閣
の一員の立場でこの答弁に立つております私が、
政党の案についての評価をすることはできませ
ん。

今の四条の解釈は倫理規範だと言つてゐるつもりはなく、それは椿発言のときに明確に変わつたんですね。倫理規範から法的規範に変わって、民主党政権のときの停波の根拠となり得るという了解釈もそこによつてゐるんですが、そこは否定はしま

ませんけれども、最後に重ねて言えば、その解釈、四条の政治的公平性の解釈が変わった、個別の番組に踏み込んで適用できるというふうに変わったというところが世界に問われている、報告者に懸念を生んでいる、こういうふうに申し上げておきます。

ずっと行つても平行線ですから、時間もなくなつてしまつたので、肝心の本題、電子委任状法の方に入らせていただきます。済みません。

めにこの法律をつくるかということで、一電子契約の推進を通じて電子商取引その他の高度情報通信技術の利用による経済活動の促進を図ることを目的とする。」こういう規定ぶりになつていますが、今、ではそのBASICの電子契約といふのはどのくらいあるのか、全契約のうちどのくらいの割合であるのか。もしそれがわからないので

○合議政府参考人 お答え申し上げます。
われているのかということを伺いたいと思いま
す。

経済産業省の調査によりますと、我が国における企業間取引の電子化率につきましては、取引金額ベースで、平成二十八年度時点、約二八%とということになります。

また、政府調達における電子応札率は、総務省の集計によりますと、平成二十八年度時点で約四七%となっております。

三割近く、電子調達では半分ぐらい使われているということですね。これは思つたより使われているとも言えるんですけど。

重ねてですが、事前にいただいた資料では、その四七%という数字は、電子的に応札できるものについて四七%ということなんですが、ごめんなさい、これは通告していないんですね。全部の調達は電子的に応札できるんですが、基本的に割合はどのくらいでしょうか。

○谷脇政府参考人 お答え申し上げます。

電子的に応札が可能なものの、そこに一者でも応札をしてきたというものがあった場合をベースにして、この数字というものを算定しているわけでございます。

○奥野(総)委員 四七というのは非常にいい数字だと思いますけれども、もう少し厳しく見るともう少し下がっていくかもしない、こういう理解ですね。ですから、まだ半分いっていいという中で、これをさらに高めていくというのはなかなか難しいと思うんですけど、もう一点、商業登記に基づく電子認証制度、電子登記制度というのが、これは私今回初めて知ったんですが、ある。これはどういうふうに、どのぐらい使われているんでしょうか。法務省、きょう見えていると思うんですけれども。

○金子政府参考人 お答え申し上げます。
登記所では、登記された会社、法人の代表者に対し、その代表者本人であることや、代表者として登記されていること等を電子的に証明する電子証明書を発行しております。この電子証明書は、書面での取引の際に利用される代表者の印鑑証明書にかわるものとして、オンラインでの会社、法人の手続が代表者の意思に基づくものであることを証明するものとして利用することができる、こういうものでございます。

平成二十九年度の商業登記電子証明書の発行件数は約十一万件であり、運用開始以降、年々増加しているところでございます。

○奥野(総)委員 全国に法人というのはどのぐらいあるんですか。恐らく数百万社あるんでしょうか。けれども、そのうち、ある時点を取り上げて十一件。これは発行した場合ですよ。だから、何社かというものはわからないですね。数百万社のうち何社がこれを使っているかというところはわからないんですね、恐らく。

○金子政府参考人 ちょっとと会社の数が手元にないんですけど、おおむね三百万ぐらいだったというふうな記憶がありますが、会社の数ベースでは資料がございません。

○奥野(総)委員 ですから、もっと、十一万件よりも少ないということがありますから、三百万社として、中小企業もいっぱいあるんでしょうから、実際この電子登記を使ってる会社というのは数%ということになると思います。

ですから、全体として、電子契約を将来的には一〇〇%近くB2Bについてはしていくことが目標にならうかと思うんですけど、まだまだこれから努力しなきゃいけない点があると思います。

○あかも副大臣 お答えいたします。
政府といたしましては、官民の手続や契約について、対面、書面原則を転換し、手続の電子化を推進していくことを基本方針としております。

このためには、電子化を阻む業務上の慣習や制度を幅広く見直し、必要な業務、制度の改革を進めいくことが不可欠であると考えております。本法案は、こうした取り組みの一つでございます。電子委任状によって契約文書などに電子的に署名した社員の権限を確実に証明することが可能となつて、書類の電子化が進み、対面、書面なく契約や手続を行うことが容易になると考えられます。

今後とも、引き続き、契約や手続の原則電子化に向けて、関係省庁と連携をし、業務や制度の見直しなどを含め、必要な取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

事業者の行う電子委任状取扱業務の内容が基本指

直しに取り組んでまいりたいと思つております。○奥野(総)委員 そういう答弁になると思うんですけど、実際は、どうやって普及させていくかというのはなかなか難しい問題だと思います。この法律は、電子委任状を預かつて、それを提示するという業務を認定制度として、そのセキュリティーを確保していく、それによって電子委任状の普及を促していくという趣旨だと思います。

○金子大臣政務官 電子委任状取扱業務を営む業者を経由して電子委任状が提出された場合、当該委任状が相手方に安心して受け取られるためには、実在する法人の代表者の意思に基づいて作成されたものであることや、第三者による改変などが行われていないことについて確認されていることが必要であります。

取扱事業者がこうした点を確認していることを担保することによって、受け手側から見た場合の電子委任状の信頼性を確保するため、本法案において取扱事業者の認定制度を設けたものでございます。

しかししながら、電子委任状の送り手と受け手が、双方とも同じ電子委任状取扱事業者と契約している場合など、認定を受けなくとも電子委任状取扱事業者に対する信頼が成り立つ場合も想定されるため、認定は任意のものとしたところでございます。

○谷脇政府参考人 お答え申し上げます。

この法案におきまして、目的としている部分は、今委員御指摘のようないかに促進するか、あるいは電子商取引を普及させていくかということでござりますけれども、とりわけ、これだけで電子化が進むというわけでもございませんで、例えば政府調達ですか行政の申請手続などの電子化を促進するべく、先ほど副大臣から、対面、書面原則を転換し、手続の電子化を推進していくということを御答弁申し上げましたけれども、業務や制度の見直しなどを含め、必要な取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

一例を挙げますと、電子調達のシステムにおける入札資格情報や調達情報を国と地方自治体間で

共有する仕組みを実現するなど、具体的な取り組みを今後関係省庁と連携しながら進めてまいりたいと考えております。

○奥野(総)委員 ありがとうございます。

最後に大臣に、今の谷脇局長の答弁に対して、電子契約の推進に対する決意を述べていただき、終わりにしたいと思います。

○高市(国務)大臣 政府では、官民データ活用推進基本法、それから、これに基づき五月三十日に閣議決定されました世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画を踏まえまして、対面・書面原則を転換し、手続の電子化を推進していくことを基本方針としております。

この基本方針にのっとって、政府調達や行政申請手続などの原則電子化に向けて、関係省庁としっかりと連携して、業務や制度の見直しなど、必要な措置を講じていくつもりでございます。

○奥野(総)委員 どうもありがとうございます。

○竹内(委員長) 次に、田村貴昭君。

○田村(貴)委員 日本共産党的田村貴昭です。電子委任状の普及の促進に関する法律案について質問します。

電子委任状が位置づけられますと、法人においては、通常の電子文書のやりとりで認定証事業者に登録をする、そして今度、契約締結等で電子委任状の取扱事業者の登録もすることになつていい、そういう法人もこれから出てくるだろうといふふうに思われます。

では、なぜ、電子署名法の改正で属性認証ができないのでしょうか。お答えいただけますか。

○谷脇(政府参考人) お答え申し上げます。委員御指摘のとおり、電子署名法の改正による対応も、確かに選択肢の一つではあったところでございます。

しかしながら、電子署名法における特定認証業務が個人の本人性を証明するものであるのに対しまして、本法案における電子委任状取扱業務は役職や権限といった個人の属性の証明にかかるものであり、その性質が異なるということ、また、

電子署名法における電子証明書が認証事業者によつて作成されるものであるのに対しまして、本法案における電子委任状はあくまで法人代表者など自分で作成するものであり、その位置づけが異なることから、法制上の整理として、電子署名法とは別の法律により対応を図ることとしたものでございます。

〔委員長退席、左藤委員長代理着席〕
○田村(貴)委員 これまでの電子署名による取引で、属性認証に法的な担保がないもとで、何らかのトラブルがあつたのでしょうか。また、裁判になつた事例というのがあつたのでしょうか。

○谷脇(政府参考人) お答え申し上げます。

電子署名法に属性認証に関する法的な担保がないことで裁判になつた事例があることは承知をしておりません。

しかししながら、現在の電子署名法における認証業務の範囲が、専ら署名者の本人性の認証に関する業務に限られていることから、署名者の属性の認証を行う業務を法的に位置づけることへの要望が、認証業務を提供している事業者からかねてより寄せられてきたところでございます。

こうした要望を踏まえまして、総務省におきまして、総務大臣が主宰する懇談会のもとにワーキンググループを設置しまして、検討を重ねてきた結果、今般、この法案の提出に至つたという次第でございます。

○田村(貴)委員 トラブルや裁判による係争はなかつたということは確認しました。

大臣の提案趣旨説明の中でも、当該手続を行おうとする者が正當な権限を有しているかどうかの確認手段の確保が課題とされているという説明がありました。どのような課題があるのでしょうか。

そして、今度の電子委任状の導入によつて、その課題というのは解決されるのでしょうか。

○高市(国務)大臣 企業が紙の契約書や証明書を発行する場合には、社員が代表者の印鑑を押すことでの、その書類が作成責任者によつて作成された正

式なものであることを証明できます。これに対しまして、企業が電子的な契約書や証明書を発行する場合には、社員が電子的に署名しただけでは、データがあるでしょうか。直近の数字でいいのかどうかがわかりません。

そこで、企業の社員が、代表者から書類の作成に必要な権限を委任されているということを電子的に証明する電子委任状を円滑に利用できる環境を整備する必要があるということから、本法律案を提出させていただきました。

この法律案に基づいて、主務大臣、具体的には総務大臣及び経済産業大臣になりますけれども、主務大臣の認定を受けた事業者を介して、信頼性の高い電子委任状が流通するようになりまつたら、電子書類に電子的に署名した社員の権限を簡易かつ確実に証明することが可能となりますので、さまざまの手続がオンラインで完結するということを期待できます。

○田村(貴)委員 それでは、電子委任状の目標、数値目標等について伺つていただきたいと思います。法案第三条第一項、「主務大臣は、電子委任状の普及を促進するための基本的な指針を定めるもの」とし、第一項では基本方針において定める事項を挙げ、その第一号では「電子委任状の普及の意義及び目標に関する事項」とあります。この目標というものは、数値的な形で設定するのでしょうか。

○谷脇(政府参考人) お答え申し上げます。普及目標の具体的な内容につきましては、本法案をお認めいただいた後、有識者や外部の関係者の意見も伺いながら、基本指針の中で定めていくこととなります。

目標の明確性の観点からは、数値目標を定めるということとも考えられるわけでございますけれども、他方、電子委任状の普及は企業の自主的な取り組みにより進むものであるところから、いわば定性的な目標設定を行うものであることが想定されています。そのため、企業が紙の契約書や証明書を発行するところでも、電子データ交換による電子商取引が現実的に行なわれるようになります。

○田村(貴)委員 それで、民間における電子証

明書を使った電子商取引の普及状況についてはデータがあるでしょうか。直近の数字でいいのを示していただければと思います。

〔左藤委員長代理退席、委員長着席〕

現在、電子署名を行うための主な手段といたしましては、マイナンバーカード搭載の署名用電子

証明書を用いる方法、また、電子署名法に基づく認定証事業者が発行する電子証明書を用いる方法、さらに、商業登記制度に基づき法務省が発行する電子証明書を用いる方法が考えられるところでございます。

それぞれの普及状況でございますけれども、マイナンバーカード搭載の署名用電子証明書の発行枚数は、平成二十八年末時点の累計で約千百八十七万枚、次に、電子署名法に基づく認定証事業者が発行する電子証明書の発行枚数は、平成二十七年度末時点の累計で約百三十三万枚、商業登記制度に基づき法務省が発行する電子証明書の発行枚数は、平成二十八年度末時点の累計で約八十五万枚となつているところでございます。

○田村(貴)委員 経済産業省が本年四月にまとめた報告書があります。「我が国におけるデータ駆動型社会に係る基盤整備（電子商取引に関する市場調査）」という報告書によりますと、企業間の電子商取引、電子データ交換（EDI）と呼ぶそうでもありますけれども、この市場規模が実に二百九十一兆円に達しているという報告であります。

電子商取引はこのように大量に行われているんですねけれども、電子データ交換における電子署名や電子委任状というものは存在しないということもあります。こうした状況があるわけなんですね。電子委任状が今度法的に位置づけられても、このやりとりについては影響を及ぼさないだろうといふふうにも言われているわけあります。そうした経済活動の一つの流れがあるわけあります。

先ほどの答弁の中では、今度の電子商取引の中に訴訟もないということあります。民間の中にお

いては、電子署名を必要としないシステムも含めて商取引が行われていることは現実であります。

そこで、やはり重要なのは、これは押しつけてはいけない、電子委任状を押しつけてはいけないというふうに思うわけであります。

本法案の説明資料を読ませていただきました。

「本法案による電子委任状は、民間の発意によつて活用されるものである（何らかの強制を伴うものではない）」というふうにされているわけであります。

この強制を伴うものでないとするところは、本法案のどこかに担保されているのでしょうか。

○谷脇政府参考人 お答え申し上げます。

本法案は、主務大臣による基本指針の策定と、電子委任状取扱業務に対する主務大臣による任意の認定制度をその内容とするものでございます。

本法案には、事業者や利用者に対して、電子委任状の利用について活用される」という表現は、ま

さにこの趣旨を確認したものでございます。

○田村(貴)委員 義務を課すものではないといつたところは確認しておきたいというふうに思いました。

統一して、官庁との取引、調達などの電子取引についてお伺いします。

国とか地方自治体の政府調達については、ある程度の目標設定を念頭に置かれているようあります。法案第四条三項では、「国及び地方公共団体は、自らが一方の当事者となる電子契約において他方の当事者となる事業者の電子委任状の利用を促進するために必要な施策の推進に努めなければならぬ」と国等の責務を規定しているわけであります。

お伺いしますけれども、この国等の責務規定が入ったのは、官民データ活用推進基本法第十条を

踏まえたものなのでしょうか。

○谷脇政府参考人 お答え申し上げます。

本法案は、今委員御指摘の官民データ活用推進基本法の第十条第三項におきまして、「国は、法人の代表者から委任を受けた者が専ら電子情報処理組織を用いて契約の申込みその他の手続を行うことができるよう、法制上の措置その他の必要な措置を講ずる」と規定していることを受けまして、提出させていただいているものでございます。

本法案の第四条第三項は、その一環として、国及び地方公共団体に対しまして、調達手続において電子委任状の利用を促進するための施策を講ずる努力義務を課すこととしているものでございます。

○田村(貴)委員 先ほど、民間の電子証明書を使つた電子商取引の普及状況について回答があつたわけなんですねけれども、有効な電子署名が付されている電子証明書、これは総務省から資料をもらつたんですけども、二〇一五年で三十三万八千枚というように記録されているんですが、これは間違ひありませんか。

○谷脇政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘のとおりでございます。

○田村(貴)委員 今度は電子入札の方の統計ですかけれども、先ほど答弁がありました応札率四七%の部分であります。

この数字をお伺いします。

電子入札が可能な案件数はどうだったのか、実際に電子応札が行われた件数はどうだったのか、教えてください。

○谷脇政府参考人 お答え申し上げます。

実際に電子応札が行われた件数はどうだったのか、教えてください。

○田村(貴)委員 今度は電子入札の方の統計ですか

か、電子証明書、電子委任状、なかなかここまで合わせてもらわなければいけないというふうに思うわけであります。小さな事業所にとつてみたら、電子証明書、認定証書事業者への登録とか、それから、今度の電子委任状は、取扱事業者への登録というのはこれはお金を要します。負担はかかるであります。

そこで、高市大臣に確認の質問をしますけれども、政府調達の一方の相手方となる民間事業者に対する強制はあつてはならないというふうに思いました。特に、地方自治体におけるこれまでの商取引、慣習、それから事業等の状況を考慮していくことがやはり大事であるというふうに考えます。

平成二十八年度における政府調達の電子応札率は約四七%となつております。これは、電子入札が可能な件数、具体的には二万九千六百二十件の中で、実際に電子応札が行われた件数が一万三千九百六十四件ということがありますので、電子応札率は四七・一%という数値になるところでござります。

○田村(貴)委員 確認しました。

それでは、政府は、電子応札率の目標というのを持っておられるんでしょうか。

○谷脇政府参考人 お答え申し上げます。

政府調達につきましては、電子応札率を平成三十年度中に六〇%まで引き上げることを目標としているところでございます。

六割に引き上げたいとの回答でありますたけれども、地方自治体には、電子入札の応札率、こういう目標を持たせるという考え方にあるんでしょうか。

○田村(貴)委員 重ねてお尋ねします。

六割に引き上げたいとの回答でありますたけれども、地方自治体には、電子入札の応札率、こういう目標を持たせるという考え方にあるんでしょうか。

○谷脇政府参考人 お答え申し上げます。

現在、政府におきまして、地方自治体について今のような電子応札率の目標というものは定めています。

○田村(貴)委員 この点も確認しました。

私が申し上げたいのは、特に官庁との取引において、中小企業であるとか中小零細業者であるといいなどころでございます。

○田村(貴)委員 これが申し上げました。

私は申し上げたいのは、特に官庁との取引において、中小企業であるとか中小零細業者であるといいなどころでございます。

○金子大臣政務官 先ほど来の答弁からございますように、本法律案は、電子委任状の普及を通じて、契約や手続に必要な書類の電子化を促進することを目的とするものであります。

○金子大臣政務官 先ほど来の答弁からございます。

本法律案は、電子委任状の普及を通じて、契約や手続に必要な書類の電子化を促進することを目的とするものであります。

このため、認定の効果を永続的なものとしてしまいますと、基本指針が規定する望ましい電子委任状取扱業務の内容と認定電子委任状取扱事業者の実際の業務内容とが次第に乖離をし、認定制度の趣旨が没却されるおそれがあるため、技術進歩などを踏まえた電子委任状取扱業務の適正な運営が継続して維持されるよう、定期的に認定の更新を求めることとしております。

更新が必要となる期間につきましては、三年を下らない範囲において政令で定めることとしておりませんけれども、これは、認証技術やセキュリティ技術の動向、電子委任状取扱業務に用いるソフトウェアや設備の標準的な更新期間などを考慮したものでございます。

○田村(貴)委員 新たなウイルスとか、それから新たなサイバー攻撃というのが目立つております。こうした最新の対応というものは求められるところですけれども、いかがお考えですか。

○谷脇政府参考人 お答え申し上げます。

電子委任状取扱事業者は、企業の代表者が作成した電子委任状を自社のサーバー上に保管するところから、保管中の電子委任状については、電子委任状の改ざん・漏えい、あるいは滅失といったリスクが存在いたします。こうしたリスクに備えるため、電子委任状取扱事業者のセキュリティ水準を確保することが極めて重要だと考えております。

このため、電子委任状取扱事業者の認定に当たりましては、認定の要件として、一定水準以上のセキュリティ対策を講ずることを求める予定としております。

具体的な対策の内容は基本指針の中で定めることがなりますが、例えば、通信回線経由での不正アクセスの防止、権限を有しない者による操作の防止、システムの動作記録の取得、責任体制の明確化と規程類の整備といったような点につきまして、所要の対策を講ずることを求めてまいりたいと思つております。

また、その上で、こうしたセキュリティ対策

が実際に行われていることをチェックするため、認定要件の一つとして、定期的に外部機関の監査を受けることを想定しているところをございます。

○田村(貴)委員 質問は以上でありますけれども、高市大臣、ちょっと通告はしておりますけれども、我が党の政令市二十市の共産党市会議員団としんぶん赤旗の集計と調査結果が明らかになりました。

マイナンバーカードを活用した質問についてが二百六億円。大半がシステム改修費用で、このうち八割がマイナンバーカード設計制度に携わった大手四社に発注されている、NEC六十五億円、富士通五十五億円初め。こういう状態が明らかになっています。

偏った発注、受注というのはお手盛りとなりかねないという構造的な問題があるというふうな指摘もありますし、この巨額なマイナンバーカードに伴う費用というのは、国民や住民の理解を果たして得られるだろうかといったところの疑惑も生じてくるわけであります。

この点について、私は、総務省として検証を求めていたいというふうに思いますけれども、高市大臣、何かありますか。

○高市国務大臣 総務省には行政評価局もございまます。総務省が行つていてる施策についても、第三者的にかなり厳しい評価を受けることとなります。国が出すお金でしたら、これは会計検査院の調査もございます。地方自治体に関しましても監査のシステムがございますし、また、それぞれの選んで発注されているものと存じます。

マイナンバーカードというものが普及して、さまざまなサービスに使えるようになつていけば、より便利なカードになつていけば、これは行政の

効率性にも、そしてまた国民の皆様の負担軽減に

もつながってまいります。かなりの効率化が期待できるものだと考えております。

○田村(貴)委員 その点についてはまた議論したいと思います。

終わります。

○竹内委員長 次に、梅村さえこ君。

○梅村委員 日本共産党的梅村さえこです。

インターネット等を利用した電子商取引が拡大する中、電子署名や電子認証についての法的効力を明確にし、その取り扱いルールを整備すること

は重要だと考えます。その上で、幾つか質問したいと思います。

まず一点目ですが、本法案についての政府の説明資料などでは、マイナンバーカードの利活用が満載となっているかと思います。日本再興戦略二〇一六では、電子委任状の導入はマイナンバーカードの利活用拡大の手段の一つと位置づけられています。

しかし、本法案を法律上ずっと読んでみても、マイナンバーカードという言葉は出てこないようになります。

その規定と考え方について、まず高市大臣に伺いたいと思います。

○高市国務大臣 この法律案は、対面、書面原則を転換して、電子委任状の普及を通じて、各種手続きの電子化を進展させようとするものでございます。

この法案が電子化を推進する手続において電子署名の手段としてマイナンバーカードを用いることがあります。電子署名の方法としては、マイナンバーカードによる電子署名法上の認定を受けている民間認証事業者、具体的な事業者でございますけれども、八者ございます。株式会社NTTデータオメイト、株式会社コンシントラクション・ティー・ドットコム、株式会社帝国データバンク、株式会社日本電子公証機構、ジャパンネット・システムズ株式会社、セコムトラストシステムズ株式会社、東北インフォメーション・システムズ株式会社、日本電子認証株式会社、以上でございます。

なお、電子署名は行政機関にオンラインで申請、届け出を行う場合や民間の商取引において電子契約を行ふ場合に利用されるものでございます。

この法案が電子化を推進する手続において電子署名の手段としてマイナンバーカードを用いることがあります。電子署名の方法としては、マイナンバーカードを用いる方法以外に、民間事業者が現在発行している専用のICカードなどを用いて行う方法もございます。

○梅村委員 ありがとうございます。

あくまでもマイナンバーカードは一つの選択肢で、これまでの民間の電子署名なども活用対象であるということだと思います。

それで、今の答弁にはなかつたんですけども、第一條の「定義」の中の「主務省令で定めるもの」という中で、今後この中で、マイナンバーカード、法務省の商業登録簿などが入るということを事前に伺っておりますので、今後そうなるのかなというふうに思い、確認をさせていただきました。

務省の方から資料で出されているものですが、「電子委任状取扱業務」のイメージの中で、どのように電子委任状とマイナンバーや電子署名が使われるのかということを簡潔に御説明いただきたいと思います。

○谷脇政府参考人 お答え申し上げます。

委員が配付をしていただきました資料の、右肩上でございますと4と書いてあるページでござります。「電子委任状取扱業務」のイメージ」と題する資料でござりますけれども、この資料に基づきまして御説明をさせていただきます。

まず、法人A、左の上にございますが、の社長が同じ法人Aの社員、下にござります、に代理権を授与したことを電子的に表示する電子委任状を作成する段階で、法人Aの社長が電子署名を行うことが想定されるところでございます。

次に、法人Aと法人Bが実際に契約を締結する段階で、法人Aの社員の行った契約締結行為が法人Aの代表者が授権した代理権の範囲に属するものかどうかという点を確認するために、右下の法人Bの契約担当者が電子委任状取扱事業者に保管されている、右上でござりますけれども、電子委任状を閲覧または取得してこれを確認するという段取りでございます。

○梅村委員 今、どういうふうに活用になるのかという具体的な御答弁があつたと思います。

ということは、電子委任状の送信を法人A社が電子委任状取扱事業者に送るときに、一つは電子署名が使われる。また、最終的に契約の締結を行うときに、代理権の授与がされたかどうかを契約相手である法人Bが確認するために、このときにマイナンバーカードや電子署名を使って、その人が本当に代理権の授与があるかどうかを、ここでも活用される、そういう活用シーンになるかと思ひます。それでよろしいですね。

そこで、確認したいんすけれども、もし法人Aの社員さんが、私はマイナンバーカードは使いたくないというふうなお考えを持っている人の場合はどうなつていくのかということ。また、民間

</

政府といたしましては、官民データ活用推進基本法の規定を踏まえまして、国及び地方公共団体における電子調達の推進を含む官民データの活用に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

特に、本法案では、第四条第四項におきまして、地方公共団体が行う電子委任状の利用促進策を支援するため、国に対し、地方公共団体に対する情報提供などをを行う努力義務を明記しているところから、この規定に基づきまして、国の電子調達担当職員向けに実施するシステムの仕様の地方公共団体への提供、あるいは、先進的な導入事例の地方公共団体間での共有、地方公共団体が調達担当職員向けに実施する研修への講師の派遣やテキストの提供といった措置を講ずることにより、地方公共団体のニーズを踏まえ、きめの細かい支援策を講じてまいりたいと考えておるところでございます。

○浦野委員　今までの質問の中でも少し触れていましたけれども、もちろん、一気に申請方法が電子委任状に切りかわるというわけではないので、しばらく従来ベースの申請方法と併存することになるというのは、それは事実だと思います。

私は、方針は最後にはやはり統一すべきだとうふうに思っています。マイナンバーも、共産党さんはマイナンバーに反対されていますので、ほかのやり方でやつた方がいいんじゃないかと言いますがけれども、利用者からしたら、複数のやり方があると混乱しますので、やはりそこは一つに統一すべきだと私は思っています。

だから、それはマイナンバーを使えばいいといふうには思っているんですけども、そういうふうにいろいろなやり方が併存するところを解消する具体的な方法とか期限というのを考えていらつしやるんでしょうが。

○谷脇政府参考人　お答え申し上げます。

本法案は、紙の委任状による、いわゆる従来ベースの申請方法に加えまして、選択肢の一つとして、電子委任状によるオンラインでの申請も行えるようにするものでございますけれども、現時

点では、一定の期限を設けて、紙の委任状から電子委任状に全面的に移行させることとは考えていらないところでございます。

ティー監査を受けるということを求めるなどを予定しておりまして、認定事業者がセキュリティー上の基準を遵守してはいるかどうかは、まだ、この外部機関の監査によつて担保されることとなると、いうふうに考えております。

サービスの検索、それからオンライン申請やオンライン通知の受け取りを可能とし、国民の利便性向上と、地方公共団体の業務の効率化を推進する

府といたしましては、官民データ活用推進基
の規定を踏まえまして、国及び地方公共団体
の電子調達の推進を含む官民データの活用
極的に取り組んでまいりたいと考えております。
点では、一定の期限を設けて、紙の委任状から電
子委任状に全面的に移行させるということは考
えていいところでございます。

テイー監査を受けるということを求めるなどを定しております。認定事業者がセキュリティ上の基準を遵守しているかどうかは、まず、この外部機関の監査によつて担保されることとなる。いうふうに考えております。

また、認定事業者に対しましては、必要に応報告徴収を求めることが可能となつております。また、立入検査につきましては、これらの措置は十分に対応できない場合に、限定的に実施することになると想定をしているところでござい

サービスの検索、それからオンライン申請やオンライン通知の受け取りを可能とし、国民の利便性向上と、地方公共団体の業務の効率化を推進するものでございます。

スケジュールといったしましては、マイナポータルの本年七月以降の試行運用、秋ごろからの本格運用に合わせまして順次開始していくものでございまして、各子育ての関係手続の実施時期、例えば保育所の入所申請ですと平成二十九年十月以降となつてございますが、に向けて、現在、各地方公共団体に準備に取り組んでいただいているところ

は、先進的な導入事例の地方公共団体間での共有、地方公共団体が調達担当職員向けに実施する研修への講師の派遣やテキストの提供といった措置を講ずることにより、地方公共団体のニーズを

続いて、電子委任状取扱業者を立入調査すると
いう権限がありますけれども、具体的には立入調
査をするのは誰かというのをまずお聞かせいただ
きたいと思います。

なお、委員御指摘のとおり、将来的に認定事者の数が増加した場合には、この仕組みを適切に運用していくために必要な体制整備を行ってまいりたいというふうに考えておるところでござい

るでござります。
なお、本年秋ごろのマイナポータルの本格運用に当たつては、マイナポータルを多くの方に便利に使っていただけよう、スマートフォンでもお

踏まえ、きめの細かい支援策を講じてまいりたいと考えて いるところでござります。

○浦野委員 今までの質問の中でも少し触れていましたけれども、もちろん、一気に申請方法が電

○谷脇政府参考人 お答え申し上げます。

○浦野委員 ありがとうございます。
続きまして、朝一の興水委員からも触れられ
したし、先ほどの梅村委員もおっしゃっていま

シライン申請等を可能とすべく、現在準備を行つてゐるところでございます。

子委任状に切りかわるというわけではないので、しばらく従来ベースの申請方法と併存することになるというのは、それは事実だと思います。私は、方法は最後にはやはり統一すべきだとい

○浦野委員 私がちょっと心配しているのは、お聞きいたしますと、取扱業者というのはそんなに今は多くない、十前後じゃないかということを

たけれども、保育の、子育てワンストップサークルというのをマイナーポータルでやつていこうと
うことで、これは私は非常に期待をしている取組みの一つなんです。

うふうに思っています。マイナンバーも、共産党さんはマイナンバーに反対されていますので、ほかのやり方でやつた方がいいんじゃないかと言いますけれども、利用者からしたら、複数のやり方

おつしやっていたんですけども、こういつた電子委任状取引がふえればふえるほど、取扱業者などいうのは恐らくこれからどんどんふえていくんだろうと想像しております。

国・地方IT化・BPR推進チームの第二次告書で、この申請手続の電子化をことしの七月降でやるというふうに明言しているんですけどけれども、今、この状況というのを、どこまで進んで

があると済みますので、やはりそこは一つに納め
るべきだと私は思っていますね。
だから、それはマイナンバーを使えばいいとい
うふうには思っているんですけども、そういうつ
た、いろいろなやり方が併存するところを解消す
る具体的な方法とか期限というのを考えていらっ
しゃるんでしょうか。

数かふえたときには、その全ての業者をどうやつて、何か不正が起きたとか何か問題が起きたときに立入調査するということだとは思うんですけども、数があふえたらふえただけ、やはりそういったことが多くなる可能性もあります。

そういうときに、担当課だけで果たして僕は立入調査をこなせるのかなどちょっと危惧をして

○向井政府参考人 お答えいたします。
先生御指摘のとおり、子育てワнстップサービスにつきましては、子育て世代の方々の利便性の向上を図るため、マイナポータルを使って子育て関連手続のオンラインサービス化を行うものございまして、御指摘の報告書、これは五月十九日

○谷脇政府参考人 お答え申し上げます。

本法案は、紙の委任状による、いわゆる従来ベースの申請方法に加えまして、選択肢の一つとして、電子委任状によるオンラインでの申請も行えるようになりますけれども、現時

いるんですけども、その点についてはどうお考

日の報告書でございますが、明記しているとこ

でござります。

ます。

の原因ですね。番号さえわかれば発行しなくても手続でできることと、いのんはたくさんあるんですね。

マイナンバー、自分の番号さえわかれとおけば、それを書けば申請書類は全部それで済ませられるということになつてゐるのが多いんです。だから、みんなわざわざ発行しないんですね。私も

発行していないで、番号わかつてゐるので。わざわざ発行する必要ないから発行していらないんです。発行してくださいと後で怒られるかもしませんけれども。

今回のこの子育てのものも、番号さえわかれれば発行しなくても済むのかといふのはちょっとと疑問に思つたので、お聞かせください。

○向井政府参考人 お答えいたします。
マイナンバーを使う手続につきましては、基本的には本人確認と番号確認をいたしますのでマイナンバーを確認できるものが必要となります。それには三つございまして、通知カードと、それからマイナンバーカードと、それからマイナンバー入りの住民票と、三通りぐらいはあるだろ

う。

その中で、マイナンバーカードのみが一つで本人確認と番号確認ができるということで便利だろ

うとは思つておりますが、マイナボーナルを使う場合には、マイナンバーカードにあります公的個人認証の機能を使って本人を特定いたしますの

で、したがつて、マイナボーナルにつきましては

マイナンバーカードは必須となつてござります。

○浦野委員 ということは、発行がまたふえるん

だらうなというふうに、私は推進派ですので、そ

れはぜひ、それでも構わないと思つていてますけれども、一部の方は反対するとは思ひますけれども。わかりました。ありがとございました。

これで、法案、私が用意した質疑は終わります。

足立先生、足立代議士だったら、ここでまた民進党さんの批判を少しして終わるところで、例え

ばさのうの蓮舫代表の、首相と同じ空氣吸うのつらいという發言を受けて何か言つたりとかしたん

だらうなと思います。私もちよつとどうかなとは思ひますけれども、足立さんなら、低レベルな批

判だとそういつたことを多分言つてたんだろうなど。お里が知れるんじやないかみたいなことを言って、どのお里かわからまんけれどもぐら

いのことは足立さんも言つていたんだらうなとは思ひますけれども。私は感想を述べただけですの

で、足立さんの。私はそんなことは思いませんのを言って、心の中で思うだけにしておきます

ので、私は。ということで、私の質問を終わります。以上で

○吉川(元)委員 次に、吉川元君。

○吉川(元)委員 社会民主党的吉川元です。

法案の質問に入る前に、先般、当委員会、四月十八日だったと思ひますけれども、取り上げさせ

ていただき医療分野の情報連携に係るシステム開発費、運営費に関連して質問をさせていただき

ます。

先般の質疑で、医療保険の中間サーバーシステムの運営費、ことし七月から来年三月までの九カ

月間で約七十五億円というような答弁がございました。さらに、この費用について、根拠も含めて精査し、運用事業者と引き下げ交渉を行つて

旨の答弁がございました。

あれから約一ヶ月強たつております。きょうは

六月一日ということで、運用開始がもう本当に日前に迫つてゐるわけですから、この交渉の進

捗状況はどういうふうになつてますでしようか。

○瀬谷政府参考人 お答えいたします。

医療保険分野におけるマイナンバーを活用した情報連携のための医療保険者中間サーバーにつき

ましては、先生御指摘のとおり、現在、保守運用

費用の積算根拠の精査及び該費用の引き下げの交渉を行つております。

現在、最終的な詰めの段階になつております

というふうに考えております。

○吉川(元)委員 今、最終段階だというお話をございましたけれども、制度といいますか、連携がいつぐらに最終的な数字が出てくるのか。各保険者、最終的には被保険者の負担になるわけですけれども、一ヶ月ちょっと先からスタートするもの費用がまだわからないというのは、ちょっとこれは幾ら何でもおかしいというふうに思いますが。いつごろまでに最終的な決着がつくんでしょ

うか。

○瀬谷政府参考人 お答えいたします。

先生御指摘のとおり、七月の中旬、十八日、現在の予定でござりますけれども、情報連携開始と

いうことで、もう時期が来ておりますので、確定日付で申し上げるのは難しうござりますけれども、本当にできる限り早期に交渉を終了させたい

というふうに考えております。

○吉川(元)委員 先ほども言いましたけれども、これは最終的には被保険者、国民の方々の負担といふふうになるわけでありまして、できる限り早く決着をつけていただいて、どのぐらいになるのかということをきちんと周知をお願いしたいと思

います。

関連して、総務省に尋ねますが、医療保険と同様に、七月から自治体中間サーバーを通じた情報連携が始まるというふうに承知をしております。

自治体中間サーバーのソフトは総務省が一括開発し、J-SISが全国一ヵ所にプラットホームを設ける形になつていると承知をしています。

この自治体中間サーバーですけれども、システムの開発費と運営費、どの程度の費用が予定されていますか。

○福山政府参考人 お答えいたします。

J-SISが運営いたします自治体中間サー

度、二十七年度の二ヵ年で開発いたしております、約百二十七億円でございます。また、平成二十九年度の運営経費につきましては、約三十七億円でござります。

○吉川(元)委員 ちょっと非常に、先ほどの医療保険、これだと、九ヵ月間、同じ期間で七十五億円の運営費がかかる。開発費は、前回の質問で、二百七十二億。ほぼ倍、二倍の金額が開発費並びに運営費でかかるということあります。

ちよつと角度を変えて質問いたしますが、この自治体中間サーバーですけれども、約千七百の自治体、都道府県、あと知事部局、教育委員会等々を含めて大体三千強の利用が見込まれるというこ

とで、さまざま形で利用されるというふうに思ひますけれども、大体どのくらい利用を、数とく見えますか、見込まれているのか。割合でも結構結構で、お答えください。

○福山政府参考人 お答えいたします。

利用数というのちよつと申し上げるのは難しかと思ひますけれども、割合ということで申し上げますと、内閣官房が作成いたしました情報提

供ネットワークシステムの性能設計書がございます。情報連携全体の年間業務処理件数のうち自治体中間サーバーを使用して自治体が行うものの割合でございますが、情報照会でございますと約五割、情報提供でございますと約七割ということになつております。

○吉川(元)委員 続けて、厚生労働省に聞きます。

今と同じばかりで、大体どのくらいの利用を見込まれているのか。

○瀬谷政府参考人 お答えいたします。

情報提供ネットワークシステムを活用する事務のうち医療保険関係の事務の割合につきましては、総務省のものは若干前提は異なりますが、一定の仮定を置いて推計いたしますとおおむね二割程度となるものと考えております。

○吉川(元)委員 これもまた非常にびっくりする

わけです。

たくさん扱うところの方が、ですから、今までいようと、照会だと五割、提供だと七割というのが総務省ですから、照会でいうと二・五倍、それから提供ですと三・五倍ぐらいですか、これは圧的に自治体中間サーバーの方が能力も、それから、恐らくたくさん使えば使うほどメンテナンスの必要性も高まると思いますから、能力的には二倍から三倍ぐらいの能力を自治体中間サーバーは持つていなきゃいけない。ところが、その開発費と並んで運営費については、少ない方が、たくさん使うところよりも二倍お金がかかる。これはちょっと非常に納得しかねる。

普通の常識で考えると、小さい規模の方が開発費それから運営費も安くなるというのが普通だと思うんですが、なぜこれほど大きな差が出てしまふのか。この点について内閣官房はどういうふうに見ておられるのか。

また、これはこれからいろいろな形で連携が進んでいきますけれども、こんな調子でやられていたら、それは利用者にとって、最終的には負担するのではなく利用者ですから、大変なことになりますけれども、このあたり、内閣官房はどのように考えておられますか。

の情報量、規模によって異なつてくると考えております。
例えば、医療保険関係の中間サーバーにつきましても、地方自治体の中間サーバーと異なるところもございます。機能といたしましては、地方自治体が個別に持つ統合宛名システム、これはマイナンバーと一緒に情報をやりとりする中での符号をひもづけるようなシステムになりますが、それを医療保険の場合の中間サーバーそのもので持っています。それから、自治体の住基システムとつなげてこれを今回新たにつくっているというようなところもございまして、単純に年間利用のもののみで開発費や運営費を比較することはできないと思つております。

ただ、マイナンバー関係のシステム、それのみならず政府全体のシステムあるいは政府が関係するシステム全部でそうでございますが、できる限り効率的で適正な価格、低廉な価格での調達というのは非常に重要でございます。今回の医療保険の中間サーバーの保守、運営費につきましては、現在、厚生労働省において保守運用業者との引き下げ交渉を行つているところでございますけれども、内閣官房といったましても、必要に応じ、その後押し、これは厚労省だけじゃなく、全てのマイナンバーにかかる機関についての調達手続についてもフォローをしてまいりたいと考えております。

○濱谷政府参考人 お答えいたします。
今、内閣官房から答弁がございましたけれども、いわゆるマイナンバー等各サーバー内で個人を特定する番号とマイナンバーとのひもづけを行なうシステムについて、自治体では既存システムを用いて行なっている一方で、医療保険者ではそういうシステムがございませんので、医療保険者の中間サーバー内で実施している。あるいは、自治体はマイナンバー制度創設以前から住基のネットワークシステムを利用しておりますけれども、医療保険者については新たに住基ネットワークシステムと接続する必要があるなど開発の中身がやはり異なるので、一概には処理件数ではかるということは難しいのではないかというふうに考えております。
ただし、いずれにいたしましても、今日安として示している金額からできる限り効率的に運営を行なうよう、引き下げについて最大限努力を行なつてまいりたいと考えております。
○吉川(元)委員 余り時間がありませんので、で生きるだけ簡潔に答弁をお願いしたいと思います。
一点だけ確認したいんですけど、前回の質疑の際に、その七十五億というのは、業者の見積もりなどをもとに、あくまで目安として七十五億という答弁をいただいております。なぜこの目安というものを同様のシステムである自治体中間サーバーの、先ほどのお話をすと三十七億を目安として考えなかつたのか。この点、いかがですか。
○渋谷政府参考人 お答えいたします。
繰り返しになりますけれども、システムの中身や運用形態が違いますので、そういう意味では、私どもとして、医療保険者の中間サーバーとして必要な機能、サービスレベルなどについて十分検討して精査をした上で運営費を確定させる必要があるというふうに考えております。

ますけれども、実際にお話を聞いていますと、いろいろやつて利用されるんですかというふうに聞いたら、年一回、妻や夫ら家族が扶養の範囲内で働いているかどうかを確認する程度だ、こういう利用の仕方しか今のところ保険者は考えられないというふうに一方で言われているわけです。明らかにこれは高値をつかまされた、言い値でやつてしまつた、文句が出たから慌てて今値下げ交渉をしているけれども、最初からきちんと、例えば自治体中間サーバーの運営費の価格でありますとかあるいは開発費、そうしたものを見ながらその中で目安をつくるべきだったものが、結果的には泥縄式に、とりあえずやれということで言い値でやつたとしか私は思えませんし、これは内閣官房の責任も大きいと思いますよ。

もちろんそれぞれがやつっているんだろうし、モニタリングするといいますか、そういうようなお話をされましたけれども、これは全部国民のお金なんですよ、やるのは。税であるか保険であるかは別にして。それがほとんど何のチェックもななく、業者の言い値で値段が決まっていくようなこのやり方というのはしつかりと改めていただかなければいけないと私は思いますし、これから連携が広がっていく際に、しっかりとこの値段の問題は監視をしていただけで、必要な指導なりなんなりしていただかないと、国民はなかなか納得していただけないということを指摘させていただきたいと思います。

もう時間がありません。法案の方に少し入りたいと思います。

まず、確認なんですけれども、時間がないので、通告したもの、幾つか飛ばして質問させていただきますが、今回の電子委任状を利用して電子契約の手続を進める際の、マイナンバーカード、法人番号、それぞれどのように利用されるのか、これを簡潔に答弁お願ひします。

○谷脇政府参考人 お答え申し上げます。

電子委任状を活用すれば、企業の社員が代表者

から書類の作成に必要な権限を委任されていることを電子的に証明ができるということから、電子申請等が進んでいくということとぞいますけれども、電子委任状と電子署名を組み合わせて電子的に契約や手続を行う場面においては、マイナンバーそのものは無関係でございまして、マイナンバーを利用することは想定をしておりません。また、法人番号とも制度上は関係をしていないものでございます。

○吉川(元)委員 マイナンバーそのものは関係がない、マイナンバーカードの持つ機能を使ってやるんだということで確認をさせていただきまし

た。

続いて、今回の法の第四条「国等の責務」の第三項において、「国及び地方公共団体は、自らが一方の当事者となる電子委任状において他方の当事者となる事業者の電子委任状の利用を促進するため必要な施策の推進に努めなければならない。」ほかの委員もこれに関連して質問されておられた。

恐らく、これは努力義務ということになりますが、他の委員の質問の中でも、これと並行して、対面あるいは書面による契約も引き続きやるんだというお話をございましたので、それについての答弁は結構であります。

それで、ちょっと気になるのは、国や自治体、恐らくこれは多くは調達事務ということになろうかと思いますけれども、電子契約を主流として、電子委任状の取得を相手方に対するようになつた場合、入札等に参加する事業者の代表は、法人の役員あるいは従業員に代理権を委任して手続を開始することになります。その際、委任された法人の役員あるいは従業員は、マイナンバーカードを持つてないときがあります。

マイナンバーカードそのものの取得についてはあくまで任意のはずですけれども、国や自治体の業務で電子契約、電子委任状の利用を促すということは、相手方の法人で代表者の代理人となる従業員に対し、あるいは役員に対して、間接的にマ

イナンバーカードの取得を強制といいますか、する、そういうことになりかねないのではないか。

もちろん、これを使わなくとも、対面、書面でもできますよということありますけれども、結果的に、その法人がこれでいくんだというふうにいきます。

なった場合に、実際に行う人は、実は自分はマイナンバーカードなんか欲しくないと思つていても、仕事上、強制的にマイナンバーカードを取得しなければいけなくなるという事態が想定をされるのではないかと思いますが、この点についていかがですか。

本法案は、マイナンバーカード利活用の選択肢を広げるということを意図しているものでございまして、マイナンバーカードの利用を強制するものではありません。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任とおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

〔賛成者起立〕

○竹内委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任とおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○竹内委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

そのため、国が、法第四条第三項及び第四項に基づきまして、国や地方公共団体が結ぶ電子契約の相手方となる事業者における電子委任状の利用促進のための施策を講じたとしても、実際の契約の場面における本人確認方法が限定されるわけではございませんで、マイナンバーカードの取得を強制することにはならないと考えております。

○吉川(元)委員 もう時間が来ましたので終わりますけれども、これは努力義務とはいえ、相手方にに対して、利用を進めてください、促進してくださいといふふうになつた場合に、もちろん、個人商店であれば、その方がそだだと判断すれば自分でとるわけですから、そこで働いている方は別人格であります。ところが、仕事上、社長がこうするんだとなつたときに、マイナンバーカードをいやが応でも取得しなきやいけない、そういう点は、私、やはり問題ですし、この書き方をもう少し工夫すべきではないかということを最後に指摘して、質問を終わります。

○竹内委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

〔報告書は附録に掲載〕

○竹内委員長 次回は、公報をもつてお知らせすこととし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時一分散会

○竹内委員長 これより討論に入るのあります

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。</p